

社会福祉法人創奏の里法令遵守マニュアル

【基本的な考え方】

「コンプライアンス」の訳は「法令遵守」とされます。しかし、コンプライアンスは単に法令を守ればよいということではありません。法令を遵守するのは当たり前のことで、最低限のことにすぎません。コンプライアンスには「法令を遵守する」ことに加え、「法律として明文化されていないが、社会的ルールとして認識されているルールに従って企業活動を行う。」という意味があります。

このマニュアルにおいては、「法令遵守」は単に法律を守るだけでなく、利用者への福祉サービスを提供する環境を整え、職員自らの資質を向上し、キャリアパスをしてレベルアップを図るなどの意味も含めて制定しています。職員個々がそれらを理解・認識して自らを律しながら適正な福祉サービスを提供することは事業所全体及び法人全体の評価を高め、地域社会の信頼と信用を獲得することに繋がります。

社会福祉法人創奏の里（以下「法人」といいます。）は、障害福祉サービス事業を運営していますが、その収入は全て国民の税金と利用される方の負担金により得ています。公的なお金を頂く社会福祉法に基づく事業を行う法人として、一定以上の評価を得なければ社会の認知を受けて事業所運営をすることはできません。

法人の外部の方々から寄せられる評価や意見は、厳しい苦情や批判も含めて全て受け止めて、今後の法人及び事業所運営の糧にしなければなりません。それらの寄せられた意見や苦情は事業所内で共有し、話し合っ必要があれば改善すべきです。また、日常の業務や施設設備及び車両等に疑問を感じた場合は、速やかに上司や同僚に報告、連絡及び相談をして連絡ミスなどを原因とする重大な事故を未然に防止することも大切です。但し、謂れのない非難や根拠のない噂等には毅然とした態度をとり、時には公的に対応することも必要です。

法人の役職員一人一人が意識を持ち、公平な立場から自らの行動を律し、働き甲斐のある誇りをもって働ける職場にするために一丸となってコンプライアンスに努めましょう。

令和 年 月 日

社会福祉法人創奏の里
理事長 佐藤 徳 男

(目的)

第1条 このマニュアルは、法人の職員（以下「職員」という。）個人がコンプライアンスの重要性を深く認識し、法令等を誠実に遵守して業務の遂行に努めるために必要な事項を定めるものです。

(職員の義務及び禁止事項)

第2条 職員は、法令（条例、規則、法人の規則及び規程を含む。以下同じ。）を誠実に遵守して業務を遂行しなければなりません。

2 職員は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 自ら法令に違反する行為をすること
- (2) 他の職員に対し、法令に違反する行為を指示すること
- (3) 他の職員に対し、法令に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の職員の法令違反を黙認すること

3 職員は他者からの法令違反を持ち掛けられたときは、これを拒否しなければなりません。

(窓口)

第3条 法令遵守に関する通報及び相談に関する窓口は、法人本部事務局（以下「事務局」という。）とします。

(通報義務)

第4条 職員は、他の職員の法令違反行為を知ったときは、速やかに事務局に通報しなければなりません。

2 通報は、口頭、電話、電子メール、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとします。

3 通報は匿名でも差し支えないものとします。

(調査)

第5条 事務局は、職員から法令違反の通報があったときは、速やかに事実関係を調査し、コンプライアンス委員会に報告します。

2 調査に当たり、通報者のプライバシーを保護するとともに、通報者が通報したこと、又は事実関係の調査に協力したこと等を理由に不利益な取り扱いを受けないよう十分に配慮します。

(コンプライアンス委員会)

第6条 法令違反防止に向けた、コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を所管します。

- (1) 事務局の調査報告に対する事案の取り扱いに関すること
- (2) コンプライアンス推進のための方策に関すること
- (3) コンプライアンス違反行為に対する対応策と再発防止に関すること
- (4) コンプライアンス違反事案又はその恐れのある事案に関する職員等への情報提供に関すること
- (5) その他コンプライアンスの推進に必要な事項に関すること

(委員会の組織及び運営)

第8条 委員会は委員長及び委員をもって組織します。

- 2 委員長は、業務統括管理者をもってあてます。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表します。
- 4 委員は、法令遵守管理者又は主任をもってあてます。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、臨時の委員を指名することができます。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となります。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において行います。

(報告と対応)

第11条 委員会は、事実関係の調査結果を法令遵守責任者に報告し、必要に応じて理事長に報告するものとします。

- 2 調査により法令違反であることが判明した場合は、法令遵守責任者は違反者及びその上司等に対し、中止命令を出します。

(コンプライアンス指導)

第12条 委員会は、職員のコンプライアンス推進のために講習会等を企画し、開催するものとします。

(懲戒)

第13条 理事長は、法令違反を行った職員に対し、社会福祉法人創奏の里就業規則に基づき懲戒処分を行うものとします。

- 2 前項の事実確認に当たっては、違反者本人にも弁明の機会を与えることとします。

(相談)

第14条 職員は、自らの行動や意思決定が法令違反であるか判断に迷うときは、あらかじめ法令遵守管理者又は上司に相談しなければなりません。

2 事務局は、相談を受けた事案について、必要に応じ弁護士等に相談するものとします。

3 職員は、事務局からの回答があるまで相談した事案について、行動したり意思決定したりしてはなりません。

(自己点検)

第15条 職員は、自らの行動が法令や社会常識に沿ったものであるかどうか自己点検しなければなりません。

(改廃)

第16条 このマニュアルの改廃は、理事長の決裁を経て行います。

附則

このマニュアルは、 年 月 日から施行します。